

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2011年4月22日

当社は、本日、原子炉等規制法^{※1}第37条第1項の規定に基づき、保安規定^{※2}の変更認可申請を経済産業大臣におこないましたのでお知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

<内 容>

他社の原子力発電所で非常用発電設備が故障停止した事象^{※3}を踏まえ、国が定めた保安規定の解釈において、原子力発電所の定期検査中等の冷温停止状態および燃料交換時に必要な非常用発電設備の台数が、1台から2台へ見直されることになりました。

当社は、2011年4月9日に原子力安全・保安院から発出された指示文書「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて」に基づき、浜岡原子力発電所の保安規定に、当該見直しの内容を反映し、変更認可申請をおこないました。

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- ※2 保安規定は、「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。
- ※3 非常用発電設備が故障停止した事象とは、2011年4月7日に発生した宮城県沖地震により、東北電力(株)東通原子力発電所(定期点検中)において、外部電源が喪失し、非常用ディーゼル発電機が起動し、電源の確保をおこなったが、その後、外部電源が復旧したものの、非常用ディーゼル発電機が故障したため停止した事象です。

以 上